

**令和 8 年熊本地震に伴う災害救助法適用地域の世帯の学生等に
対する給付奨学金【家計急変採用】及び貸与奨学金【緊急採用・応急採用】の取扱いについて**

日本学生支援機構奨学金の家計急変採用（給付型）および緊急・応急採用（貸与型）を以下のとおり実施いたします。申請を希望する方は、所属キャンパスの日本学生支援機構担当までご連絡ください。

各奨学金の制度内容については、学生ポータルより同様のお知らせをリンクから確認してください。

なお、日本学生支援機構ホームページ[「災害により被害を受けた学生への支援策について」](#)も参照してください。

○適用地域

【熊本県】

熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町

※適用地域の詳細については、日本学生支援機構のホームページ（[災害救助法適用地域](#)）をご確認ください。

○災害救助法適用日：令和 8 年 7 月 28 日

※上記の近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生についても、適用地域に準じて取り扱うものとする。

1.家計急変採用（給付型）

学部生

家計急変の事由	証明書類
D:生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当 ① 家計急変の事由 A～C（「給付奨学金案内－家計急変」等を参照）のいずれかに該当 ② 被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	・罹災証明書

2.緊急・応急採用（貸与型）

学部生

院生

各奨学金の種類	貸与始期
緊急採用（第一種奨学金）	2026年4月以降で申込者希望月～標準修業年限終了月
応急採用（第二種奨学金）	2026年4月以降で申込者希望月～標準修業年限終了月

3.JASSO 支援金

学生又はその生計維持者が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた方からの「[JASSO 災害支援金](#)」の申請を受け付けます。

詳細は日本学生支援機構ホームページでご確認ください。

以 上

2026 年 7 月 29 日
学生生活部 学費・奨学金課
相模原事務部 学生生活課